

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	青少年指導相談員
	三次市内の青少年の健全育成並びに青少年指導上の諸問題に関する相談活動及び指導助言を行うため設置する職であり、不登校児童生徒に対して、学校とは異なった環境の中で、学習や生活の指導を通して子どもの自立を促します。
募 集 人 数	パートタイム：4人程度
申込受付期間	令和5年1月23日（月）午前8時30分から 令和5年2月 1日（水）午後5時15分まで
業 務 内 容	(1) 家庭や学校と連携を深め、学校復帰や社会的自立に向けた支援のための指導、助言及び相談活動を行うこと。 (2) 不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための指導、助言及び相談活動を行うこと。
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和5年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週23時間15分）の勤務が可能である人 3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく各相当学校の教員の相当免許状を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（青少年指導相談員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	日 時 令和5年2月5日（日）又は6日（月）
	場 所 三次市役所6階会議室（三次市十日市中二丁目8番1号）
	方 法 面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
	そ の 他 試験の詳細については、受験申込者に別途連絡します。

審査・ 合格～採用	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の 取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条 主な勤務条件	任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	教育支援ルーム(生涯学習センター内)
	勤務時間	月曜日から金曜日までのうち指定する週3日 1日あたり7時間45分 1週間あたり23時間15分勤務 ※休憩時間60分あり ※公務のための臨時又は勤務の必要により、やむを得ない事由がある場合に時間外勤務等を行っていただくことがあります。
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、 指定休(1週につき2日) ※振替有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	給料・報酬	(特殊又は専門的な職) 月額131,200円
	手当制度	通勤手当(費用弁償)、期末手当ほか
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係(市役所本館5階) TEL 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288 受付時間:月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。